

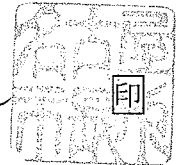
行政文書非公開決定通知書

27 市経名管第 126 号
平成 28 年 2 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年2月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2015 年 12 月 6 日～2016 年 1 月 17 日に市内 16 区で開催された「名古屋城天守閣の整備タウンミーティング」の際 市民経済局長 宮村義明 市民経済局副局長 千田博之 市民経済局名古屋城総合事務所長 下山浩司 市民経済局名古屋城総合事務所 寺本秀樹 が作成したメモ
公開しない理由	公開請求に係る行政文書として作成又は取得しておらず不存在であるため
備考	タウンミーティング会場にて、上記職員が作成したとされるメモにつきましては、質疑に備えて、個人の段階で作成したものであって、組織として管理しておりませんので、申し添えます。 <決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

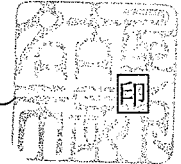
行政文書非公開決定通知書

27 市経名管第 123 号
平成 28 年 2 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年2月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2015年12月6日～2016年1月17日に市内16区で開催された「名古屋城天守閣の整備タウンミーティング」の録音
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在であるため
備考	<決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

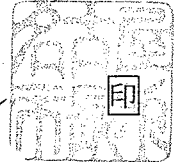
行政文書非公開決定通知書

27 市経名管第 124 号
平成 28 年 2 月 22 日日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年2月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2015年12月6日～2016年1月17日に市内16区で開催された「名古屋城天守閣の整備タウンミーティング」の際作成された要点筆記
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在であるため
備考	<決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。